

## 隠岐の島町学校通学区域規則

平成16年10月1日

教育委員会規則第9号

改正 平成18年6月19日教育委員会規則第10号

改正 平成18年7月20日教育委員会規則第11号

改正 平成21年10月30日教育委員会規則第1号

改正 平成26年11月26日教育委員会規則第 号

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第4号の規定に基づく、隠岐の島町立小中学校（以下「学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）及び入学等については、この規則の定めるところによる。

第2条 学校の学区は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

第3条 学校に入学しようとするものは、その保護者（本人を主として扶養するものをいう。以下同じ。）が住所を有する学区内所在の学校に入学しなければならない。

2 正当と認められる特別な理由がある場合は、前項の規定にかかわらず、学区外の学校に入学することができる。

第4条 前条第2項の規定による学区外の学校に入学しようとするときは、保護者より入学希望学校長に、学区外学校入学許可願を提出して、その許可を受けなければならない。その場合の許可の基準は別表第3のとおりとする。

2 前条第2項の規定により、学区外の者を入学させようとするときは、当該学校長は教育委員会の承認を得なければならない。

第5条 虚偽の願い出により、第3条の規定に違反して学区外の学校に入学したものの、または許可の基準に該当しなくなったものについては、学校長は、その入学を取り消すことができる。

2 前項の規定により、入学を取り消すときは、当該学校長は教育委員会の承認を得なければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、隠岐島後町村立小中学校通学区域規則（昭和43年隠岐島後教育委員会規則第8号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年12月1日から施行する。

隠岐の島町学校通学区域規則

別表第1（第2条関係）

小学校

学 校 名	通 学 区 域
隠岐の島町立西郷小学校	東町、中町、栄町、西町、港町、岬町、荒尾、犬来、飯田東郷、大久、釜
隠岐の島町立中条小学校	上西、原田、平、池田、
隠岐の島町立有木小学校	有木、城北町
隠岐の島町立磯小学校	下西、西田、今津、加茂
隠岐の島町立北小学校	中村地区、布施地区
隠岐の島町立五箇小学校	五箇地区
隠岐の島町立都万小学校	都万地区

別表第2（第2条関係）

中学校

学 校 名	通 学 区 域
隠岐の島町立西郷中学校	東町、中町、栄町、西町、港町、岬町、荒尾、犬来、飯田東郷、大久、釜
隠岐の島町立西郷南中学校	上西、原田、平、池田、有木、城北町、下西、西田、今津加茂、中村地区、布施地区
隠岐の島町立五箇中学校	五箇地区
隠岐の島町立都万中学校	都万地区

別表第3（第4条関係）

学区外就学許可基準

	理 由	許可基準
1	身体的理由	① 障がいや疾患等の理由で、指定校への就学が困難な場合。
2	住居に関する理由	① 転居予定（具体的な計画が確認できるものに限る）であるため、あらかじめ転居先の学区の学校への就学を希望する場合。 ② 増改築等で、一時的に他の学区へ転居する場合。 ③ 他の学区へ転居したが、引き続き従前の学校へ卒業、進級するまで就学を希望する場合。
3	家庭に関する理由	① 小学生で、保護者の勤務等の事情により、帰宅後の保護監督が困難で、下校後の預け先の学区の学校への就学を希望する場合。
4	教育的理由	① いじめ、不登校その他特別な事情により教育的配慮を要する場合。 ② 希望する部活動が指定の中学校にない場合。
5	その他	① 学区外就学をしていた児童が、引き続き当該小学校の学区の中学校への入学を希望する場合。 ② その他特別な事情があり、教育長が、学区外就学が適当と認めた場合。